

經濟水道委員会

説明資料

平成28年9月21日
観光文化交流局

1 名古屋城天守閣整備にかかる市長の考え方

天守閣の耐震性能や名古屋の経済発展のことを考えると、一日でも早く天守閣の木造復元を実現していきたい。また、本市には、優先交渉権者とともに事業を推進する法的責務があり、本市の方から一方的に中止できない

2 委員会における指摘事項に対する検討状況及び今後の方針

区分	検討状況	今後の方針
収支・入場者数見込みの第三者機関による調査	複数のシンクタンク等に調査手法や実施における留意点などのヒアリングを実施	全体の方針や事業費が確定され次第、すみやかに予算計上
総事業費の妥当性	優先交渉権者の提案内容に対して、プロポーザルで提示した参考額に含まれていない主要な増額要素を確認し、その項目に対する提案額と参考額の差額を算出	参考額との差額を詳細に明らかにするには、調査・設計を進めが必要
天守台石垣の整備方針	過去の調査結果を文化庁に報告し、今後の整備方針について意見聴取	木造天守の設計を進めながら学識経験者に諮り、多様な観点から総合的に調査研究を実施
全体整備計画における天守閣の整備方針	特別史跡名古屋城跡保存活用計画を現在策定中であり、その中で、天守閣の整備方針を木造復元とすることについて検討	特別史跡名古屋城跡保存活用計画について、有識者で構成する全体整備検討会議に諮り議会や市民の意見を聞きながら、整備方針を策定 (平成29年度策定予定)

完成期限の延長の可否及び
4年強の工期を固定し契約することの可否

- ・当該プロポーザルの前提条件を大きく変更することになり、完成期限を見直すことはできない
 - ・優先交渉権者と随意契約する理由がたたくなる
-
- ・平成32年7月の完成期限の見直しは本市側から提案すると第三者から公正な競争ではないと指摘を受ける可能性がある
 - ・優先交渉権者の提案（4年強の工期）を変更しないのであれば、プロポーザルの同一性は確保できるが、本市から提案することはリスクが大きいので、少なくとも議会等からの提案によることが望ましい
-
- ・今回、平成28年7月に契約をできなかったのは優先交渉権者の責めに帰すことではないので、4年強の工期を変更しない限り、完成期限を見直すことは問題ない

(4) 事業期間

天守閣の竣工は平成32年7月31日までとし、建物の竣工とともに内部を含めて公開できる周辺環境までの整備を終えて市に引き渡すこと（指定部分完成）。石垣等その他の部分の工事の完了については、天守閣の竣工後9年以内とする。

なお、全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。